

社会福祉法人 愛の泉

役員等の報酬規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人愛の泉の役員等の報酬等について、社会福祉法人愛の泉定款第九条、第二三条及び社会福祉法人愛の泉定款施行細則第26条、第27条及び第28条に基づき、報酬等の規定を定めるものである。

(役員等の定義)

第2条 本規程における役員は、本法人の理事長、業務執行理事、理事、監事とする。

2 役員の中に評議員、評議員選任・解任委員は含まない。

(報酬基準)

第3条 施設の長を兼務していない理事長の年間報酬額は第6条で定める額を上限とする。

2 施設の長を兼務している理事長の年間報酬額は第7条で定める額を上限とする。

3 施設の職員を兼務していない理事の年間報酬額は一人につき250,000円を上限として第10条に定める額とする。

4 監事の年間報酬額は一人につき300,000円を上限として第10条に定める額とする。

第2章 理事長の報酬

(勤務)

第4条 施設の長を兼務していない理事長は、1週5日、1日6時間以上(1週30時間以上)勤務する者とする。

(理事長の業務)

第5条 理事長の業務は、「社会福祉法人愛の泉理事長の職務権限に関する規程」に定める業務である。

(報酬額)

第6条 施設の長を兼務していない理事長の報酬は、本部拠点区分より支出され、毎月80万円、年間960万円とする。この報酬は定額として、賃金相場に著しい変動があった場合は変更することができる。

第7条 施設の長を兼務する理事長の報酬は、本部拠点区分より支出され、毎月30万円、年間360万円とする。この報酬は定額として、賃金相場に著しい変動があった場合は前条と同である。施設の長としての給与は当該施設より支給される。

(報酬支払日と控除)

第8条 報酬の支払日は、毎月25日とする。金融機関が休日の場合は前日に支払われる。

2 報酬に対する税金、社会保険料は報酬より控除される。

第3章 理事及び監事の報酬

(理事及び監事の業務)

第9条 報酬が支払われる役員の業務とは、理事会、内部監査、埼玉県指導監査、加須市指導監査、法人の行う入札及び理事長の命令による出張である。

2 業務執行理事の業務は、法人及び施設の運営管理及び労務管理全般につき理事長の命令により行い、職務の執行の状況を理事会に報告する。

(理事及び監事の報酬)

第10条 報酬は役員の正当な労働の対価として支払われる。報酬額は以下の通りとする。

(1) 理事会に出席した役員の報酬は、1回30,000円とする。

(2) 内部監査を行った監事の報酬は、1回50,000円とする。

(3) 埼玉県の指導監査に立ち会った理事及び監事の報酬は1回20,000円とする。

(4) 入札に立ち会った役員の報酬は1回20,000円とする。但し、同日に理事会が開催される場合は、理事会の報酬額を支払うこととする。

(5) 交通費は合理的な経路に基づきかかった普通料金を支給する。

2 その他理事長の命令により出張した場合は、その業務の難易度によりその都度定める。

3 報酬は、課税額を控除した金額を支払う。

4 法人の職員を兼ね、法人より給与が支給されている役員は報酬を支払わない。

(業務執行理事の報酬)

第11条 業務執行理事の報酬は無しとする。

第4章 評議員の報酬

(評議員の業務)

第12条 報酬が支払われる評議員の業務とは、評議員会への出席や理事長の命令による出張である。

(評議員の報酬)

第13条 評議員の報酬は正当な労働の対価として支払う。報酬額は以下の通りである。

(1) 評議員会に出席した評議員の報酬は、1回50,000円とする。

(2) 交通費は合理的な経路に基づきかかった普通料金を支給する。

2 その他理事長の命令により出張した場合は、その業務の難易度によりその都度定める。

3 報酬は、課税額を控除した金額を支払う。

第5章 旅費及び日当の定め

(旅費の種類)

第14条 旅費は宿泊費と交通費とする。

(旅費の額)

第15条 旅費は合理的な経路に基づきかかった普通料金を支給する。自家用車等を利用しても同様である。

- 2 やむを得ずタクシーを利用する場合は、タクシーの実費を支給する。
- 3 遠距離のため、新幹線又は航空機を利用する場合はその実費を支給する。

(宿泊費)

第16条 理事長の命令により出張や宿泊する場合の宿泊費は法人が負担する。

(海外研修)

第17条 理事長の命令により海外に出張する場合の旅費は、航空料や宿泊費を勘案し、理事会においてその都度決定する。

(日当の額)

第18条 理事長の命令により20キロメートル以上離れた場所に出張した場合は、日当を支給する。日当の額は1日日当5,000円、半日日当2,500円とする。但し、報酬が支給される場合はこの限りではない。

- 2 報酬は課税額を控除した金額を支給する。

(改定)

第19条 本規程の改定については、理事会において行い、評議員会において決議する。

(附 則)

本規程は、2017年6月23日より適用する。

本規程は、2018年3月30日より改定する。

本規程は、2018年6月14日より改定する。